

保護者各位

## 令和3年度就学援助費の交付申請について（お知らせ）

周南市教育委員会

周南市では、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対し、給食費・学用品費等・オンライン学習通信費・修学旅行費（宿泊学習を含む）・新入学児童生徒学用品費等・医療費（裏面参照）の援助を行っています。就学援助費の交付を希望する場合は、下記に従い申請をお願いします。

**就学援助の申請は、毎年度必要です。前年度に就学援助費を受給している方や、1月に新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の申請をされた方も本申請は必要です。**

記

### 1 受付期間 **令和3年3月1日（月）～ 令和3年4月30日（金）**

5月以降も申請は受け付けますが、就学援助支給は申請月分からが対象です。ただし、新入学児童生徒学用品費等は4月受付分までとし（本市または他自治体で受給している場合、重複支給はありません。）、修学旅行費（宿泊学習含む。）は実施月までに申請がないと支給できません。

### 2 申請方法

下記「3 申請に必要なもの」を周南市教育委員会学校教育課または各総合出張所・各出張所まで持参してください。**郵送での申請は受け付けておりません。**

### 3 申請に必要なもの

#### ① 就学援助費交付申請書

周南市のホームページからもダウンロードできます。

住民票のとおり、もれなく記入してください。学年は**新学年**を記入してください。

#### ② 振込みを希望する金融機関の通帳（申請する保護者氏名と同一名義の普通預金口座のみ。）

#### ③ 世帯全員分（児童生徒を含めたもの）の令和3年度所得証明書（※）

※ 令和3年1月1日に周南市に住民票のある方は、所得証明書の提出は不要です。

※ **令和3年1月1日に周南市に住民票の無い方は**、1月1日に住民票のあった市区町村で6月以降発行される**令和3年度所得証明書が必要**です。この場合は、まず、受付期間中に申請書のみを提出し、6月中に所得証明書を提出してください。

### 4 可否通知

提出された交付申請書に基づき、世帯構成・所得状況により認定の可否を決定し、7月上旬に文書でお知らせします。その後申請された場合は、随時お知らせします。

### 5 留意事項

- 小・中学校に兄弟姉妹がいる場合は、世帯でまとめて申請してください。
- **前年中の所得が確定できない場合は、認定の可否決定ができないため、援助費の支給が出来なくなる場合があります。**

### 【 就学援助費交付申請書 及び 医療券の申請 受付窓口 】

周南市教育委員会学校教育課	0834-22-8543（岐山通1-1 市役所内）
新南陽総合出張所（総合支所地域政策課）	0834-61-4220（古市1-4-1 イオンタウン周南内）
熊毛総合出張所（総合支所地域政策課）	0833-92-0254（熊毛中央町1-1）
鹿野総合出張所（総合支所地域政策課）	0834-68-2331（大字鹿野上3277）

※就学援助費交付申請書は市内各出張所（支所）でも受け付けいたします。

## 学校保健安全法に基づく『医療費』について

医療券を医療機関に提出して治療を受けることによって、その月の医療費の全額又は一部が援助されます。

### 1 対象者

学校で実施される定期健康診断（4～6月頃実施）の結果、次の病気がみつき、その治療を指示された児童・生徒のうち、就学援助費の認定を受けた者

- トラコーマ、結膜炎 ●白癬・疥癬・膿痂疹 ●中耳炎 ●う歯（むし歯）
- 慢性副鼻腔炎、アデノイド

※ 上記以外の病気は、医療券の交付対象となりません。

※ 福祉医療費受給者証（乳幼児・こども・ひとり親家庭等）をお持ちの方でも、上記対象者に該当する場合は、医療券で受診してください。

### 2 医療券の申請手続き

保護者が下記「3 申請に必要なもの」を下の受付窓口へ持参のうえ、医療機関で受診される前に必ず申請してください。

医療券は、申請当月のみ有効です。治療が月をまたぐ場合は、翌月再度申請してください。

#### 【医療券の申請 受付窓口】

周南市教育委員会学校教育課	0834-22-8543（岐山通1-1 市役所内）
新南陽総合出張所（総合支所地域政策課）	0834-61-4220（古市1-4-1 イオンタウン周南内）
熊毛総合出張所（総合支所地域政策課）	0833-92-0254（熊毛中央町1-1）
鹿野総合出張所（総合支所地域政策課）	0834-68-2331（大字鹿野上3277）

※周南市教育委員会学校教育課および新南陽総合支所は、庁舎を移転していますのでご注意ください。

### 3 申請に必要なもの

- ・就学援助費交付決定通知書（就学援助費認定前の申請ならば不要。）
- ・健康診断結果のお知らせ（健康診断の後、学校から渡されます。）
- ・受診する子の健康保険証
- ・印鑑

### 4 医療券の申請受付期間

就学援助費の交付決定通知書が7月上旬に届いた後、できるだけ7月末までに申請してください。

※就学援助費の認定前でも医療券を発行することはできますが、誓約書が必要になります。判定結果が否認だった場合、治療にかかった経費については、受診された医療機関へ直接お支払いいただくことになります。

### 5 その他

- ・ 医療券の交付を受けずに受診されると、医療費は自己負担になります。
- ・ 日付けを遡っての医療券の交付はしません。
- ・ 医療機関には継続的に通院して治療に専念し、間をあげないでください。